

全国の学校飼育動物支援

—112連携事例から見える傾向と課題&特徴的な地域紹介—

中川美穂子

1 契約の形

(1) 委託契約：

多くがこの形である。それまでの個人獣医師の活動が下地になり、信頼関係から契約に至っているところが多い。

(2) 行政による獣医師会個人への委嘱契約：

現在3例のみ

八戸市、内灘町の3例は 獣医師会の推薦を受けて教育長が獣医師を任命し、子ども達の体験学習を支援している。

(3) 覚え書き、あるいは約束程度：予算は付かないが将来に向けての準備と思える。特殊事例：浜松は 会員以外の獣医師のクレームにより行政が契約しない。愛知県では、市町村が社団法人としか契約をしないというので、苦慮している。

(4) 愛護推進協議会方式：動物愛護行政が主体になり、動物愛護管理士などが動物をつれて学校を訪問して指導する。あるいは学校の動物の治療の時にだけ獣医師が出勤するなどの傾向がある。近くの獣医師が主体ではないため、①全域を細かくカバーできるか。②固有の動物を維持するなどの生物教育・全人教育よりも、動物をつれての訪問愛護教育の比重が大きくなるかなどが課題。近くの動物病院が専門知識と技術をもって、日常の相談相手になり、学校の動物を維持できるようにすることが必要に思われる。

2 契約と予算（行政の考える動物の子どもへの教育的価値を反映している）

この活動が子供達への教育的意義があると、理解した自治体は常識的な予算をつけている

また、獣医師会も、多くは今まで無料診療しているため、予算額にこだわらない傾向。

(1) 考え方

① 積み立て方式；注射代、往診代などと積み上げる方式は、費用が多くかかるため、結局学校が獣医師に相談しない傾向になる。また近隣の行政は、この形式をみると怖がって獣医師会に近づかないようになる。

② 委託金契約；治療も訪問も丸ごと委託金として年間の予算にする。行政は治療費のように変化するものを予算化できないため、こちらの形式を求める。しかし、治療費などの実績をもとにした試算があれば、話しあいも進むと思われる。

(2) 事業費

多くの獣医師は今まで無料診療してきたため、事業費にはこだわらない傾向があるが、それが実績になり他地域の予算の根拠となり、他に波及するのが難点である。

① 今までは、年間1校あたり1万円が多い。それで、指導から治療、相談など、すべてやるようにと要求しており、獣医師は子供と動物が大事と思い、対応しているが、他の地域の獣医師がやる気持ちになれないことが課題である。

② 現在、我々は「小さな自治体であったら、1校3万円以上の契約」を、勧めている。

③ 政令都市の予算；今までは多くは学校数にかかわらず、年間100万円以下の横並びであった。学校も多いため、きめ細かい支援の検討はこれからの課題であろう。

(7) この中で、やがて政令都市になる新潟市や新契約の松山市が、今年度横並びの不合理を是正した予算になった。

（予算参考事例）

新潟市獣医師会の統計では、10年間の治療費の平均は、1校あたり年2万円ほどであった。結局、獣医師会がどの程度関わる気持ちになるか、行政がどの程度準備できるかによると思われるが、最低1校あたり3万円は用意していただけたらと、考えている。

3 学校の動物飼育支援体制推進のための要点

(1) 目的

命の教育、科学教育を充実するためには、9割の小学校にいる生きた学校飼育動物を適正に飼育して、子どもたちの心身の発達に寄与させる。そのためには獣医師の支援体制が必要。

(2) 教育関係者の理解

教育者が動物の適正飼育の必要性を認識して、初めて支援の必要がでるが、実は教

育者はこの部分は不得意の分野である。それで要望に応じて、各地で獣医師会はリーダーを教員研修に講師として派遣をしている。(平成17年度夏期講習だけで、17県に渡る58回の研修会実施)

(3) 獣医師の理解

教育・獣医師双方が理解しないまま契約して、数年で連携事業が消失した事例もある。学校・園と近くの獣医師の信頼関係の構築のために、獣医師の研修が有効。これについて、日本小動物獣医師会を中心に研修会を行ってきており、また獣医師会員のインターネットの情報網(現在参加者680名)で情報を共有している。

(4) 学校獣医師制度の法的な確立

学校も獣医師も気兼ねなく連携するためには、学校獣医師の制度化がのぞまれる。児童の健全育成のために支援体制構築を提示するなど、保護者・獣医師、教育関係者の団体等の協力活動に期待したい。

4 獣医師の活動内容と予算の関係(行政の求める獣医師会の活動)

活動内容は地域により違いがあるが、行政が評価しているのは、「獣医師が日常的な相談相手になり、時に定期学校訪問があるタイプ」である。獣医師会の実績を認め、あるいは期待している自治体は事業費に十分な配慮をしようとする。

<最新の松山市の事例も紹介する>

松山市 H 17年度 委託契約	63校 中 59校	42	「松山市学校等飼育動物適正管理業務委託契約」 年1回担当獣医師による対象動物への定期診断・ 治療 (飼育方法・習性・湿度管理・繁殖・簡単な飼育 の意義などの飼育指導・助言を含む) 年間を通じて、複数担当獣医師は学校からの電話 ・FAXによる相談に応じる	契約に含 む	年に1回は学 校訪問する	210万円 (税込み) (小島へのフェ リー代なども含 む)
-----------------------	-----------------	----	--	-----------	-----------------	--

○ 茅ヶ崎市の平成16年度の状況(17年度のことは、問い合わせ中)

H 9年度より茅ヶ崎では獣医師会と教育委員会との間に『学校飼育動物アドバイザー制度』を結び18校の公立小学校を補佐している。獣医師会員は14名。

内容：①学校訪問：飼育及び衛生への助言；制度に従い、2人1組で9校の学校を訪問した。

②治療：市内18校のうち8校の小学校で、計21件実施したが平成16年度ウサギの去勢手術依頼はなかった。(治療内訳は、ウサギ13件、山羊3件、鶏、チャボ、カモ等鳥類が5件)

③また昨年度は管内小学校で飼育されるすべての鳥類に対してニューカッスルワクチンを接種した。

予算：アドバイザー制度事業費18万円(2万円×9校)とは別に治療費として40万円が予算計上されたが決算額は142,653円であった。支出内訳は21件の治療費が88,400円、ワクチン接種費用(一人5千円の9人体制)が54,

253円であった。

学校飼育動物アドバイザー制度は、現在は予算の都合上、獣医師が2年で全校を定期訪問する制度であるが、要請があれば臨時訪問や講習会等も開催する。制度発足後8年で各学校の飼育環境はかなり改善され治療件数も減少した。平成16年度にはニューカッスル病ワクチン接種が実現したが、これは今後益々重要となる『人と動物の共通感染症』対策に対する意識、そして家畜法定伝染病予防意識の啓発に結びつくものと考えられる。治療費に関して言及すべき点は、昨年度は年間一校当たり約25,000円が計上され予算的には十分に余裕があったが、特に高額な獣医療が必要だったケースにおいては、学校側が治療費の一部を負担して、一緒に努力したとの感覚を共有している。

○ 学芸大学附属小金井小学校

東京学芸大学附属小金井小学校と同幼稚園は府中支部の小金井地区の獣医師会員と、10月1日から来年3月31日までの動物飼育に関して、「学校園動物飼育教育支援事業覚書き」を締結した。獣医師会員は学校定期訪問、ふ

れあい体験教室協力、動物の治療・健康相談などに応じ、教職員と児童に動物飼育指導などを必要に応じて行う。来年からは年単位の契約になる予定、委託料は6ヶ月で35,000円と獣医師にとって決して高くないが、「子どもと動物のために」公式に学校が獣医師と話しあえる体制ができた事は貴重である。また、今までの全国の契約事例を見れば1校園で年70,000円は決して低くない額である。10年間の平均では治療費は年2万円弱であったとの新潟市獣医師会の報告があるが、今回の委託料の妥当性は連携していく内に明らかになるだろう。旧国立大附属では全国初の契約例に

なる。

<覚え書きより抜粋>

(両者は)「命を育む心の教育」の一環として、(当該校園における)小動物の飼育体験を通して、思いやる気持ち、命の尊さ、共感する心を育てるために、飼育方法や保健衛生の学習の機会をつくり、「他者への共感する心、命を大切に作る心」の育成に資するために、飼育動物診療及び飼育指導委託契約を締結する。

(全国学校飼育動物獣医師連絡協議会主宰)

